

茨 城 県 報 号 外

昭和46年 4 月 30 日

金 曜 日

(明治35年 3 月 17 日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●県道路線の認定 (道路維持課)	1
●道路区域の決定 (")	2
●道路の供用開始 (")	2

告 示

茨城県告示第458号

道路法 (昭和27年 法律第180号) 第7条の規定に基づき 県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和46年 4 月 30 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年 4 月 30 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	路 線 名	起 終 点	重要な経過地	備 考
385	水戸茨城線	水 戸 市 茨 城 町		
386	市毛水戸線	勝田市大字市毛市 水 戸 市		
387	小山結城線	小 山 市 結 城 市		

茨城県告示第459号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和46年4月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員	延 長	備 考
385	県 道	水戸茨城線	水戸市柵町2丁目32の4 一般国道50号線分岐から	メートル 10.0~112.0	メートル 9,469.3	
			東茨城郡茨城町大字長岡 一般国道6号線交点まで			
386	県 道	市毛水戸線	勝田市大字市毛一般 国道6号線分岐から	12.0~37.0	2,893.7	
			水戸市柵町2丁目1の50 一般国道50号線交点まで			
387	県 道	小山結城線	結城市大字結城字上の宮 県界から	7.8~12.0	4,326.0	
			結城市大字結城字統橋 一般国道50号線交点まで			

茨城県告示第460号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和46年4月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年4月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類及び路線名並びに供用開始の区間

道路の種類	路線名	供用開始の区間
県道	水戸茨城線	水戸市柵町2丁目32の4 一般国道50号線分岐から 東茨城郡茨城町大字長岡 一般国道6号線交点まで
県道	市毛水戸線	勝田市大字市毛 一般国道6号線分岐から 水戸市柵町2丁目1の50 一般国道50号線交点まで
県道	小山結城線	結城市大字結城字上の宮 県界から 結城市大字結城字続橋 一般国道50号線交点まで

2 供用開始の期日 昭和46年4月30日

~~~~~

▶ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ◀

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和46年4月1日から送料とも1カ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所